

## 第18回 総会議事録

1 開催の日時 令和3年12月27日(月)午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 島根県市町村振興センター6階 大会議室

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第105号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第106号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第108号 非農地確認について

議 第109号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第110号 松江農業振興地域整備計画の変更について

報告第 31号 会長専決処分の報告

報告第 32号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員(18名) 欠席委員(0名) 遅刻委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	9番 岸本 定朝 (出)	10番 角 智則 (出)
11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)	13番 吉岡 雅裕 (出)
14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)	16番 矢野 秀行 (出)
17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)	19番 三島 進 (出)

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農業企画係副主任	山野 洋介
農地係長	野津 慎一	農地係副主任	高尾 祥和
農地係主幹	森田 稔	農地係主任主事	山田 真之
農地係主任	佐藤 努		

## 6 会議内容

議 長  
(三島会長)

定刻になりました。開会に先立ちまして、皆さまご承知のとおり、本委員会の古藤委員が、12月7日(火)ご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、ご冥福をお祈りしたいと思います。

(全員、ご起立し、1分、黙とう)

議 長

それでは、ただ今から第18回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は提出されておりません。現に在任する委員の数、18人のうち、18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。17番委員、18番委員にお願いします。続いて書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事にお願いします。それでは、議事にはいります。

議第105号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第105号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は5件7筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに42番の案件についてご説明いたします。申請は、古志町の田1筆と下東川津町の田1筆、同じく下東川津町の現況田の畑1筆の計3筆を家庭内で持分移転されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、同様に家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されており、コンバイン等の農業用機械をリースされています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて43番の案件についてご説明いたします。申請は、古志町の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からに要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、トラクター、田植機、テイラー等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて44番の案件についてご説明いたします。申請は、下東川津町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、地籍調査事業により、登記誤りが確認されたためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由も、同様に地籍調査事業により、登記誤りが確認されたため、本来の所有者として譲り受けるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されています。取得後は、農機具小屋として利用されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、45番の案件についてご説明いたします。申請は、大庭町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利のためです。受け人の世帯は、トラクター、運搬車等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

事 務 局	つづいて46番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町揖屋の田1筆と現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人所有の畑を宅地開発及び道路とするための代替地として譲り渡すものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲受人所有の畑の代替地として譲り受けるものであり、農業機械の開発研究のためのテスト圃場として利用するものです。受け人の世帯は、耕運機、刈払機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、農業機械の試験研究に利用されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。なお、本案件の譲受人である法人は農地所有適格法人ではなく、耕作面積もありませんが、「農地法施行令第2条第1項第1号イ」で規定する、「その法人の主たる業務の運営に欠くことができない試験研究のために行われる」と認められるため、不許可の要件には該当しません。 以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長 1 6 番 委 員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 いずれの案件も、事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。
議 長	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第105号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第105号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第106号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議第106号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案と併せて、農地法第4条、5条の説明資料をご覧ください。 はじめに4条の16番について説明いたします。転用事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は納屋です。転用面積は55.00㎡、所要面積は隣接の宅地も含む919.00㎡です。事業計画ですが、追認案件であるため、始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 長 1 6 番 委 員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 本案件については、事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。
議 長	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第106号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第106号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第106号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第107号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議第107号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案と併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。

はじめに5条72番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町野波の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地です。転用面積は7.74㎡、所要面積も同様の7.74㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し墓地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条73番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町野波の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地です。転用面積は4.18㎡、所要面積も同様の4.18㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し墓地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条74番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は美保関町下宇部尾の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は793.00㎡、所要面積も同様の793.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条の75番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町日吉の3筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は従業員用駐車場です。転用面積は521.00㎡、所要面積も同様の521.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、譲受人の従業員用の駐車場とするものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条の76番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の3筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外内示及び決定済です。転用目的は建売住宅です。許可該当条項は、則33条4号の集落接続に該当するものです。

転用面積は2,625.00㎡、所要面積も同様の2,625.00㎡です。権利の種類は所有権の

移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅10棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条の77番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の3筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の中にあるため、第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外済です。転用目的は●●●●●●●●です。転用面積は1,090.25㎡、所要面積も同様の1,090.25㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、追認案件であるため、始末書が提出されています。今回、申請地を譲渡人から譲受人へ売却するにあたり、農地であることが判明したものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条の78番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は住宅建築です。転用面積は313.00㎡、所要面積も同様の313.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条の79番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の中にあるため、第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外内示及び決定済です。転用目的は●●●●●●●●●●です。転用面積は311.64㎡、所要面積も同様の311.64㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、福祉施設の駐車場とするものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条の80番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は竹矢町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は作業ヤードです。転用面積は77.00㎡、所要面積も同様の77.00㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。一時転用の期間は令和5年3月31日です。事業計画ですが、ため池改修工事のための作業ヤードの設置です。復元後は、盛土を撤去せず、そのまま畑として使う予定です。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条の81番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大草町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の中にあるため、第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外内示及び決定済みです。転用目的は分家住宅です。転用面積は195.00㎡、所要面積も同様の195.00㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 6 番 委 員 議 長

いずれの案件も、事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第107号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号76番、77番、79番、81番以外の案件について採決いたします。議第107号のうち、番号76番、77番、79番、81番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第107号のうち、番号76番、77番、79番、81番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。次に議第107号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号76番、77番、79番、81番について、採決いたします。議第107号の番号76番、77番、79番、81番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第107号の番号76番、77番、79番、81番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第108号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第108号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は1件2筆です。

それでは、22番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、宍道町東来待の都市計画区域、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道弘長寺西6号線から市道弘長寺中1号線に入り、南西に120メートル進んだ地点の西側45メートルの地点に位置する1筆と、市道弘長寺西6号線から市道弘長寺中1号線に入り、南西に180メートル進んだ地点の道路沿い西側に位置する1筆の計2筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、9月13日に申請者代理人立ち合いの下、宍道地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は平成元年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地確認委員の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決します。議第108号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第108号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第109号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局      なお、議第109号の「所2番」は13番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

議長      事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があるとの説明がありました。については、議第109号の所2番の案件について、先議したいと思います。それでは農業委員会法第31条第1項の規定により、13番委員はこの議事の間、退室願います。

（13番委員退室）

議事 局長      それでは議第109号の所2番の案件について、事務局より説明願います。

議事 事務局      それでは議第109号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画の所有権移転の所2番の案件についてご説明いたします。

議事 局長      所2は、古江地区の案件で、田7筆の売買による所有権移転です。譲渡人が解散、譲受人は経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。以上、ご審議のほどお願いいたします。

議事 局長      説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声）

議事 局長      ないようでございますので、採決いたします。議第109号の所2番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議事 局長      ご異議なしということですので、議第109号の所2番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは13番委員の除斥を解きます。

（13番委員入室）

議事 局長      それでは、議第109号のうち、所2番の案件以外について、審議したいと思えます。事務局より説明願います。

議事 事務局      所1は、古江地区の案件で、所1は田1筆の贈与による所有権移転です。所3は、生馬地区、田3筆の売買による所有権移転です。譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は、朝酌地区新規案件です。利2、3は竹矢津田地区の新規案件です。利4は大庭地区の新規案件です。利5は忌部地区の更新案件です。利6は島根地区の新規案件です。利7～9は東出雲地区の更新案件です。利10～12は宍道地区の更新案件です。利13は八束地区の更新案件ですが4筆が新規案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田19,686.00㎡、畑0.00㎡、合計面積19,686.00㎡。相対契約の地目別面積は、田25,371.00㎡、畑14,459.00㎡、合計面積39,830.00㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転1～6は古江地区、転1は新規案件、転2～6は更新案件です。転7～14は生馬地区、更新案件です。転15～22は古江地区、更新案件です。転23～25は生馬地区、転24は新規案件で、転23、25は更新案件です。転26～29は川津地区、転26、27、29は新規案件で、転28は更新案件です。転30は東出雲地区、新規案件です。転31～66は玉湯地区で、転31～34が新規案件で、転35～66は更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田157,260.00㎡、畑0.00㎡、合計面積157,260.00㎡となります。

事務局 局長 以上、ご審議のほど、お願いいたします。  
 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、  
 ご意見・ご質問はありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 ないようでございますので、採決いたします。議第109号は原案のとおり決定す  
 ることにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 ご異議なしということですので、議第109号は、原案のとおり決定することに決  
 します。次に議第110号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致し  
 ます。事務局の説明をお願いします。  
 事務局 それでは議第110号「松江農業振興地域整備計画の変更」についてご説明させて  
 頂きます。表紙に「松江農業振興地域整備計画変更理由書(案)」とあるものをご覧下  
 さい。1ページ目は、今回どういった変更理由で、どれだけの農地が農用地区域から  
 除外されることになるかを一覧にしたものです。つづいて2ページの農用地利用計画  
 変更総括表は、今回の計画変更によって、農用地区域の面積がどう変化するかを一覧  
 にしたものです。つづいて変更土地調書が3ページから4ページの2枚ございます。  
 これは、除外の申出について、それぞれ基本的な情報を一覧にしたもので、今回は除  
 外22件の申出を受け付けています。つづいて5ページ以降の変更要件確認表は、農  
 業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件について、各申出が適合してい  
 ることについて示した一覧です。つづいて、別紙「松江農業振興地域整備計画 変更  
 理由書(案) 付図・位置図」をご覧ください。こちらは地番や面積、事業計画、位置  
 情報を付図にまとめたものです。こちらの資料に基づき各案件のご説明をいたします。  
 整理番号①は玉湯町大谷の案件で、目的は墓地の移設です。現在の墓地は山間地に  
 あり、高齢の参拝者が通うには体力的に困難であり、管理もしやすく利便性のよい平  
 地への移設が必要となりました。周辺には当該地以外に墓地の設置に適した土地がな  
 く、他に代替えすべき土地はないと考えます。  
 整理番号②は東出雲町揖屋の案件で、目的は●●●●の建設です。建設をするう  
 えで、非農地を含め検討しましたが、当該地以外に●●●●の設置に適した土地が他に  
 なく、他に代替えすべき土地はないと考えます。  
 整理番号③は玉湯町布志名の案件で、目的は●●●●の建設です。●●●●の運営  
 には利便性及び安全性が必要であり、それらを満たす一定規模の敷地面積がある土地  
 が当該地以外になく、他に代替えすべき土地はないと考えます。  
 整理番号④は八束町波入の案件で、目的は分家住宅の建設です。申請者は、今後の  
 生活を考えるうえで、本家近くで代替え地を探しましたが、他に適した土地が見つ  
 からず代替すべき土地はないと考えます。  
 整理番号⑤は玉湯町大谷の案件で、目的は墓地の移設です。今ある墓地は山間地に  
 あり、交通が不便で管理が難しく、高齢の参拝者が通うことが難しい状況です。そ  
 のため、管理しやすく利便性のよい平地への移設が必要となり、周辺には当該地以外  
 に墓地の設置に適した土地がなく、他に代替えすべき土地はないと考えます。  
 整理番号⑥は島根町加賀の案件で、目的は分家住宅の建設です。現在住んでいる実  
 家近くで検討した結果、他に適する土地がなかったため代替性はなしと考えます。  
 整理番号⑦は東出雲町下意東の案件で、目的は●●●●の駐車場の建設です。●●  
 ●●には駐車場がなく、駐車場の要望が以前からありました。そのため●●●●付近



が望ましく他に適した土地がないため、代替え性はないと考えます。

整理番号⑧は宍道町西来待の案件で、目的は事業用資材置き場です。事業拡大に伴い資材置き場の拡張が必要となりました。業務の都合上、現在の倉庫付近で拡張することが望ましく、当該地以外に近隣に適した土地は見つからず、他に適した土地はないと考えます。

整理番号⑨は東出雲町揖屋の案件で、目的は駐車場の建設です。現在の宅地は、道路との高低差が高く、道路の幅も狭いため、車道に出る際に接触事故を起こす可能性が高いです。この状況を解消するには、道路に面した駐車場の確保が必要であり、当該地以外に他に適した土地はなく、代替え地は他にないと考えます。

整理番号⑩は川原町の案件で、目的は資材置き場の移転です。資材置き場の移設先を探す際に、事業所近郊で現在使用している規模の土地を探したところ当該地以外に設置に適した土地がなく、他に代替えすべき土地はないと考えます。

整理番号⑪は古志町の案件で、目的は分家住宅の建設です。実家近くで住宅を建てることになり、近隣の非農地も含め検討しましたが、条件に合う土地が当該地しかなく、他に代替できる土地はないと考えます。

整理番号⑫は八束町入江の案件で、目的は駐車場の建設です。申請者が経営する●●●●では慢性的に駐車場が不足しており、利便性も考慮し●●●●付近で検討したところ、当該地以外に設置に適した土地がなく、他に代替えすべき土地はないと考えます。

整理番号⑬は東持田町の案件で、目的は集会所の建設です。現在の集会所が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、早急に移転が必要となりました。非難する住民の駐車場を確保するには、一定規模以上の土地が必要であり、近隣の非農地も含め検討したが、条件に合う土地が当該地しかなく、他に代替できる土地はないと考えられます。

整理番号⑭は玉湯町林の案件で、目的は墓地の移設です。今ある墓地は急な山腹にあり、参道も険しく管理や墓参りをするのに危険な状況にあり、早急な適地への移設が必要となりました。周辺には当該地以外に墓地の設置に適した土地がなく、他に代替えすべき土地はないと考えます。

整理番号⑮は佐草町の案件で、地元の要望による●●●●の建設が目的です。以前より自治会から要望がありましたが、●●●●の建設には一定規模の面積が必要で、自治会の区域で条件に合う土地が当該地しかなく、他に代替できる土地はないと考えます。

整理番号⑯は鹿島町上講武の案件で、目的は墓地の移設です。現在の墓地が山裾にあり、のり面崩壊の恐れがあり、管理しやすく利便性のよい平地への移設が必要となりました。周辺には当該地以外に墓地の設置に適した土地がなく、他に代替えすべき土地はないと考えます。

整理番号⑰は鹿島町上講武の案件で、目的は墓地の移設及び駐車場の建設です。現在の墓地が山間地にあり、傾斜がきつく高齢の参拝者が通うには困難な状況です。そのため、管理しやすく利便性のよい平地への移設が必要となりました。周辺には当該地以外に墓地の設置に適した土地がなく、墓地の移設に伴い参拝者用の駐車場の確保も必要であるため、他に代替えすべき土地はないと考えます。

なお、整理番号⑱～㉓については●●●●による携帯電話無線基地局の設置です。総務省の認定を受けて事業を行っており、農用地区域における開発許可不要の案件で

事 務 局	局	あり、周辺農地への影響もないと認められることから受付をいたしております。 以上、簡単ではありますが、ご説明させて頂きました。尚、これらの案件について、松江市農政課としましては、農用地区域の変更に関する法的基準を全て満たしていると判断しており、農地法などの他法令の許可の見込みがある事を確認しています。ご審議の程、よろしく願いいたします。
議	長	対象農地につきましては、今日1日に、午下が議席番号二桁の委員で、午下が議席番号一桁の委員で担当し、2班に分けて現地調査が行われております。それぞれ代表者から、報告をお願いします。
1 8 番 委 員	員	1班が行った現地調査においては、事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。
6 番 委 員	員	2班が行った現地調査においても、事務局からの説明にあったとおり、すべての案件が問題なしと判断いたしました。
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第110号は原案のとおり同意することに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第110号は原案のとおり同意することに決します。 次に、報告に入ります。報告第31号「会長専決処分の報告」報告第32号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。 (報告)
事 務 局	局	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第18回松江市農業委員会総会を閉会いたします。